

写

小水第58240号

令和5年6月29日

小川町水道審議会

会長 松岡 良治 様

小川町上下水道事業

小川町長 島田 康弘



水道料金改定について（諮問）

小川町水道審議会条例（昭和57年小川町条例第4号）第1条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諒問事項

水道料金改定について

2 諒問理由

青山浄水場の更新については、現在5か所の水源のうち3か所を廃止し、不足する水量を県水の供給で補う予定でしたが、現時点では県水の受水量の調整がつかず、更新計画が進められない状況となっております。

しかしながら、少子高齢化による人口減少に伴い給水人口も減少し、また節水機器の普及により一人当たりの水需要も減少し、給水収益の減少が続いております。さらに、電気料金を始め、人件費、資材費の高騰により水道事業の維持に必要な経費が上昇しており、埼玉県でも県水の値上げが見込まれ、当町の水道事業経営を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなっています。

水道事業者は、安全で持続的な水道サービスを提供し、その対価として使用者から水道料金を受け取ることが経営の基本ですが、今後赤字となる見込みであり、水道料金の改定は喫緊の課題です。

つきましては、安定した水の供給を維持し、水道事業の健全な経営を図るため、水道料金改定について貴審議会の意見を求めるものです。